

事務連絡
令和2年5月27日

各地方農政局農村振興部長 殿
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長、
国土交通省北海道開発局農業水産部長
及び北海道農政部長宛は参考送付)

農村振興局整備部設計課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた
農林水産省直轄工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての地域において解除されたところである。

既に緊急事態宣言の一部解除を受け、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」（令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官（経理）通知）（以下、「5月18日付け通知」という。）が発出され、解除後の取扱いが定められているところである。

令和2年5月25日に改正された「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においても、緊急事態宣言が解除された後も人との接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、5月18日付け通知の2及び3に基づき、引き続き適切に対応されたい。

また、このことについて、貴職から貴局管内の都府県に対し、参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも通知されるよう依頼されたい。

【担当】

農村振興局整備部設計課施工企画調整室
施工基準班 國分・渡辺
電話番号 03-3502-6094（内線5513）